

東京都立大学

みやこ MIRAI (Motivating Integrated
young Researchers towards Adaptive
intelligence Initiative : MIRAI)

プロジェクト

令和 8 (2026) 年度 <区分 1 >

申請要領

区分 1 は 2026 年 4 月 1 日に本学博士後期課程に入学予定の者又は 2026 年 4 月 1 日
時点での博士後期課程 1 年次相当の学生のうち、一定の申請要件を満たす学生が対象
となります。

はじめに

東京都立大学（以下「本学」という。）は、2023年度より『東京都立大学 研究力強化推進プロジェクト』をスタートさせました。このプロジェクトでは、「7つの戦略と21の取組」を策定しています。「研究教育環境の整備」「研究時間の確保」「若手研究者的人材育成」など、研究力の向上に資する戦略を全て網羅し、大学として取り組んでいくことを宣言したところです。

この中で、本学は「戦略6 若手研究者的人材育成（16）博士後期課程学生支援」を設定し、2023年度に全学組織である博士人材支援室を設置しました。博士人材支援室では、多様な博士人材の支援にかかる様々な施策を実施しています。

2025年度より、本学では、学生が生活や就職の心配なく博士後期課程に進学できるよう、博士後期課程に進学を希望する優秀な学生を対象に、経済的支援として研究奨励費（生活費相当額）及び研究費の支給を開始しました。同時に、産業界等幅広い分野での国際的な活躍につなげるためのキャリアパス支援、トランスファラブルスキルプログラムの提供を充実させています。

1. 目的

みやこ MIRAI (Motivating Integrated young Researchers towards Adaptive intelligence Initiative : MIRAI) プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、研究に専念できる環境を提供することで本学博士後期課程への進学を促進するとともに、高度な研究力と多視座間での相互の学びにより、革新的なイノベーションを起こし、真理の探求と科学の進歩に貢献できる高度な専門人材を育成します。

2. 申請区分及び支援内容

申請区分は以下の2つとなります。自分が該当する区分に申請してください。なお、支援内容は区分1、区分2のいずれかとなり、重複申請はできません。

区分1	<p>研究活動に専念して研究力の向上を図ることができる環境（「6. 経済的支援等」を参照）を提供します。学生は以下のいずれかのコースを自身で選択し、それぞれのコースにて提供されるキャリア形成支援及びトランスファラブルスキルの獲得、国際性等を身につけます。よって本プロジェクト採用学生は、研究力の向上に邁進するとともに、それぞれのコースにおいて提供されるプログラムに積極的に取り組むことが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 国際視座涵養（Global Perspective : GP）コース：研究における国際性をより高め、当該分野において世界の先端を担う研究を志す人材を育成する。 イ 多視座涵養（Transferable Skills : TS）コース：多様な研究分野とのコラボレーションやコミュニケーション力を高め、高度なトランスファラブルスキルを企業等において提供することが可能な人材を育成する。 ウ 社会デザイン（Future Design : FD）コース：人類社会の進歩と発展に寄与するため、自ら設定した社会的課題に向けて新しい価値を創造・デザインする人材を育成する。
(参考) 区分2	以下ア～ウのいずれかに採用されている者（採用内定者を含む）を対象とし、当該プロジェクトの研究活動に専念できる環境を提供することにより、研究力及び

	<p>コミュニケーション能力の一層の向上を図ることができる環境を提供するものです。</p> <p>ア 独立行政法人日本学術振興会特別研究員 DC1 又は DC2 (以下「DC」という。)</p> <p>イ 東京都立大学領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (以下「SPRING」という。)</p> <p>ウ 東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (以下「BOOST」という。)</p>
--	--

3. 申請資格及び要件

以下の(1)に該当し、(2)のア、イ、ウのいずれかに該当し、(3)～(5)の要件を満たす者とします。

- (1) 東京都立大学大学院学則（平成 17 年度法人規則第 49 号）第 3 条第 2 項に規定する博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に 2026 年 4 月 1 日に入学を希望する者又は 2026 年 4 月 1 日時点において博士後期課程に在学^{※1}し、在学期間が 12 カ月未満の者。ただし、休学期間（休学期間の合計が 6 カ月以上の場合に限る）は、在学期数には含まない。
- (2) 2026 年度が採用年度となる以下いずれかに申請し、当該申請が審査対象となっている者
 - ア 独立行政法人日本学術振興会特別研究員-DC1
 - イ 東京都立大学領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (SPRING)
 - ウ 東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング (Arena Reframing : AR) 双対型博士人材育成プロジェクト (BOOST)
- (3) 博士後期課程に入学した時点において 30 歳未満である者^{※2}
- (4) 国籍等について、次のいずれかに該当する者
 - ア 日本国籍を有する者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等 又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者のうち、将来永住する意思があると学校の長が認めた者
 - オ 出入国管理及び難民認定法別表第一の四の表の家族滞在の在留資格をもって本邦に在留する者のうち、日本学生支援機構が定める次の要件いずれにも該当するもの
 - (ア) 国内で出生又は 12 歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国した者
 - (イ) 日本の小学校、中学校、高等学校等までを卒業・修了した者
 - (ウ) 大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思があると認められた者
- (5) 本プロジェクトの趣旨や義務を十分に理解し、それらに同意する者

ただし、2026 年 4 月 1 日時点において、次の(6)～(8)のいずれかに該当する者は、対象外とします。

- (6) 所属機関等から生活費相当額として年間 240 万円以上の給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得ている者※3
- (7) 東京都立大学大学院学則（平成 17 年度法人規則第 49 号）第 15 条に規定する長期履修制度適用者※4
- (8) その他本プロジェクトの対象外となる者※5

【注意】日本学術振興会特別研究員 DC、東京都立大学領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）双対型博士人材育成プロジェクト、又は東京都立大学次世代 AI を志向した領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）双対型博士人材育成プロジェクトのいずれかに採用内定した学生は、みやこ MIRAI プロジェクト<区分 2>への申請資格を有する可能性があります。詳細は、みやこ MIRAI プロジェクト<区分 2>の申請要領をご確認ください。

※1：申請時点で休学中であっても、2026 年 4 月 1 日時点において復学することが決まっている場合は申請可能です。

※2：出産、育児、介護等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、1～2 年程度、上記の年齢要件について配慮することとします。

※3：資格確認のため収入に関する証明書類等の提出を求めることができます。

※4：出産、育児、介護等の事由による長期履修制度適用者は除きます。

※5：重複受給不可とされている奨学金等による支援を受ける者を指します。

4. 支援予定人数

原則全員支援（「3.申請資格及び要件」に記載の条件を満たす者）

5. 支援期間

2026 年 4 月 1 日から標準修業年限内までの最大 3 年間となります。ただし 2025 年 10 月入学（秋入学）の方については最大 2 年 6 カ月が支援期間となりますのでご注意ください。

（支援期間の例）

2026 年 4 月 1 日時点の状態		支援期間（最大）
学年	在学期間	
博士後期課程 1 年次	0.0 年（2026 年 4 月入学）	3.0 年
博士後期課程 1 年次	0.5 年（2025 年 10 月入学）	2.5 年

6. 経済的支援等

- (1) 研究奨励費（生活費相当）：月額 20 万円
- (2) 研究費※6（直接研究費）：年額 30 万円
- (3) 授業料免除（不徴収）：年額 52 万 800 円

※6：研究費は申請制です。必要な場合は別途、所定の研究計画書により申し出が必要です。なお、研究費は指導教員に配分されます。また、研究費の配分にあたっては、当該プロジェクト申請時のみ可能です。支援期間の2年度目、3年度目に改めて申請することはできませんので、必ず申請時に手続きを行ってください。

7. 支援学生の履行義務

本プロジェクト支援学生は、次に掲げる全ての事項を行わなければなりません。

- (1) 東京都立大学における研究活動上の不正行為に関する規則等に定める責務を果たすこと。
- (2) 本学が指定する研究倫理教育のうち指定単元を履修すること。
- (3) 各コースで指定する履行義務を果たすこと。^{※7}
- (4) 毎年度、所定の研究活動報告書を、期日までに提出すること。
- (5) 最終年度を除き、毎年度日本学術振興会特別研究員DC2に申請すること。
- (6) 本学が実施する各種調査に協力すること。
- (7) 本学が実施する博士課程修了後の追跡調査に協力すること。^{※8}
- (8) 常に連絡可能なメールアドレスを提供すること。^{※9}

※7：(3)の各コースにおいて指定する履行義務は以下のとおり。

コース名	毎年度の履行義務	支援期間中の履行義務
国際視座涵養（GP） コース	・国際学会（国内開催も含む）での発表	・支援期間中にQ2以上のジャーナルもしくは指導教員がそれに相当すると認めた正式な学術誌（この場合その理由書を付す）に投稿すること ・Natureマスタークラス受講（2コース）
多視座涵養（TS） コース	・マッチングイベントあるいはそれに相当するイベントへの参加 ・博士人材支援室担当教員との面談	・支援期間中に研究インターンシップに参加すること。 ・Natureマスタークラス受講（4コース）
社会デザイン（FD） コース	・超異分野学会への口頭発表ないしは参加、あるいはそれに相当する研究会での口頭発表	・Natureマスタークラスの受講（8コース）

※8、9：支援期間終了後にも連絡することがありますので、連絡先のメールアドレスが変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。

8. 支援取消等

- (1) 本学学生の身分を失った場合（博士後期課程への入学辞退を含む。）

- (2) 本学を休学した場合（出産、育児、傷病、留学等を除く。）※¹⁰
- (3) 本学大学院学則に基づき懲戒処分を受けた場合
- (4) 重複受給不可とされている奨学生等受給生に採用された場合
- (5) 所属機関等から生活費相当額として年間 240 万円以上の給与、役員報酬又はその他の安定的な収入を得る場合
- (6) 長期履修制度適用者となった場合（出産、育児、介護等の事由での適用者は除く。）
- (7) 「7. 支援学生の履行義務」に定める義務を履行しなかった場合又は「7. 支援学生の履行義務」に定める指定の研究活動報告書により、研究活動の履行状況が不十分と認められた場合
- (8) 東京都立大学研究費の不正使用防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 11 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する研究費の不正使用又は東京都立大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則（平成 19 年度法人規則第 68 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に規定する不正行為等があったと認められた場合
- (9) 正当な理由なく必要な連絡、報告、手続きを怠る等、円滑な運営に支障をきたす行為が認められた場合
- (10) その他学長が支援学生として適当でないと認めた場合

※¹⁰：出産、育児、傷病、留学等で学生が研究を継続することが困難になり休学した場合に、個別の事情に応じ、支援期間の中止、延長等を行うことも可能とします（ただし、原則 2 年を上限とします。）。

なお、研究奨励費の支給等を受けるまでの間又は支給期間中に、上記のいずれかに該当した場合は、支援を取り消し、既に支給した研究奨励費及び研究費の一部又は全部の返還を求めることがあります。

9. 区分変更

支援学生が次の(1)、(2)のいずれかに該当するときは、区分変更申請要領に記載の方法により、変更を希望する区分に申請することができます。

- (1) 区分 1 の支援学生が標準修業年限内に特別研究員 DC2、SPRING、BOOST 採用学生の身分を有することとなった場合
- (2) 区分 2 の支援学生が DC、SPRING、BOOST 採用学生の身分を失った場合※¹¹

※¹¹：区分 2 から区分 1 に区分変更する場合の経済的支援は、研究奨励費及び授業料免除のみとなります（研究費は配分されません。）。

10. 優秀者認定<区分 1 - S>について

区分 1 に申請し支援を受けている者のうち、選考を経て学長が別に定める条件を満たすと認めた者を優秀者として認定する制度です。（認定された場合、研究奨励費は区分 1 に加えて区分 2 相当額が上乗せされます。）優秀者としての認定を希望する場合は、<区分 1 - S>の応募要領をご確認ください。

なお、学長が定める条件を満たす者が応募対象となります。申請者が全員認定されるわけではありませんのでご注意ください。

11. 支援対象者の決定

申請に基づき、博士人材支援室の議を経て学長が決定します。

12. 申請手続き

(1) 申請期間

2026年2月3日（火）～2月17日（火）正午（日本時間）【締切厳守】

(2) 申請書類

①、②の様式は、以下URLよりダウンロードして作成してください。

URL : <https://research-miyacology.tmu.ac.jp/human-resources-support/student-recruitment/>

①同意書（全員必須）

申請者は、申請前に必ず指導教員に同意書の作成を依頼し、申請者本人が提出してください。指導教員の情報及び「1. 確認事項への同意」「2. 指導教員の所見」については必須となります。

なお、同意書の提出がなされない場合は、支援通知後であっても支援取消となる場合があります。

②研究計画書（全員必須）

申請者は、研究課題名、研究の概要などを記載して提出してください。なお、研究費の配分を希望する場合は、研究費の欄についても記載し申請してください。申請前に必ず指導教員に予算執行管理者となる旨を依頼し、承認を得てください。また、研究費の配分にあたっては、当該プロジェクト申請時のみ可能です。支援期間の2年目、3年目に改めて申請することはできませんので、必ず申請時に手続きを行ってください。

(3) 申請方法

以下の応募フォーム（外部リンク・LoGo フォーム）によりご申請ください。

応募フォーム : <https://logoform.jp/f/NCC5r>

応募フォーム入力にあたっては、LoGo フォームへのアカウント登録が必須となります。ただし、東京都立大学領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）双対型博士人材育成プロジェクト又は次世代 AI を志向した領域リフレーミング（Arena Reframing : AR）に応募した方については、再度のアカウント登録の必要はありません。

LoGo フォームについては、別紙「オンライン申請操作手順」をご確認ください。

(4) 申請書類提出方法及び提出先

応募フォーム※12へ入力後、「①同意書」及び「②研究計画書」をアップロード※13し、送信してください。送信後に返信メールが届かない場合は、事務局まで個別にご連絡ください。

なお、通知メールは LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に、no-reply@logoform.jp から送信されます。このメールアドレスからのメールを受信できるよう、事前に受信設定を行ってください。

※12：応募フォームの入力項目（以下）についても申請に必要な項目として取り扱います。

アカウント登録時に必要な項目

- ◆氏名
- ◆フリガナ
- ◆住所
- ◆メールアドレス
- ◆性別
- ◆生年月日

応募フォームへの入力項目

- ◆ローマ字氏名
- ◆現在の学修番号 ※ない場合は記入不要
- ◆現所属大学・研究科・専攻（学域） ※現在、大学に所属していない場合は、「現在所属の企業名」又は「所属なし」と記入してください。
- ◆現在の学年
- ◆2026年4月1日時点での所属研究科
- ◆2026年4月1日時点での学年
- ◆自宅電話番号
- ◆携帯電話番号
- ◆指導教員の氏名
- ◆指導教員の所属研究科・専攻（学域）
- ◆指導教員のメールアドレス
- ◆博士後期課程入学時点の年齢
- ◆博士後期課程における休学期間の有無（有りの場合、休学事由）
- ◆博士後期課程の修了予定時期
- ◆2025年1月1日～12月31日の期間に所属機関等から生活費相当額（240万円）以上の収入の有無
- ◆創発RAの雇用有無
- ◆応募したプロジェクト名
- ◆長期履修制度適用の有無
- ◆国籍・在留資格
- ◆研究課題名
- ◆希望するコース名
- ◆説明会への出席状況（アーカイブ視聴可）確認
- ◆誓約、確認事項

※13：申請ファイルはすべてPDFファイルに変換してアップロードしてください。

「①同意書」「②研究計画書」のファイル容量は10MB以内とし、ファイル名はそれぞれ以下のとおりとしてください。

- ①「研究科名_申請者氏名_01 同意書.pdf」 (例：理学研究科_都立太郎_01 同意書.pdf)
- ②「研究科名_申請者氏名_02 研究計画書.pdf」 (例：理学研究科_都立太郎_02 研究計画書.pdf)

研究科名は、2026年4月1日より所属予定の研究科をご記載ください。

【留意事項】

応募フォームは一度しか送信できませんのでご注意ください。受付終了後の申請書類の差し替えはできませんので十分確認のうえ、ご提出願います。

13. 申請後のスケジュール・通知日

申請結果の通知は、LoGo フォームアカウント登録時に設定したメールアドレス宛に no-reply@logoform.jp から送信されます。通知時期は、3月中旬頃を予定しています。

14. 指導教員の協力等

本プロジェクトにおいては、指導教員に以下の協力を求めます。申請にあたっては、必ず事前に以下について確認してください。

- (1) 学生が研究費を申請する場合に限り、支給される研究費については、指導教員が予算執行管理者となること
- (2) 学生が自ら選択したコースの履行義務を負うことを認識し、必要に応じて進捗を確認すること
- (3) 学生が研究力向上やキャリア開発・育成コンテンツ科目の受講や活動を行うことについて承認すること
- (4) 本学が指定する所定の学内説明会に出席すること

15. 支援学生ガイダンス

本プロジェクト支援学生へのガイダンスを行います。ガイダンスの詳細は支援学生にメールにて通知します。

16. 申請に関する注意事項

- (1) 申請手続完了後は、どのような事情があっても、入力事項及び書類の変更は認めません。
- (2) 申請手續等について変更があった場合は、本学の総合研究推進機構 HP (<https://research-miyacology.tmu.ac.jp/>) 及び LoGo フォームから通知します。
- (3) 申請にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①申請処理、②支援学生発表、③支援手続業務を行うために利用することができます。また、同個人情報は、支援学生のみ、①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(就職支援等)、③本プロジェクトに関する業務(研究力向上、キャリア支援、教育工学的視点からのプロジェクト評価改善等)を行うために利用することができます。
- (4) 本プロジェクトの支援学生となった場合、透明性確保の観点から所属や氏名等は公表されることがあります。
- (5) 申請書類における記載内容について虚偽の記載をした者は、支援決定後においても遡って取消

すことがあります。

17. 経済的支援に関する注意

- (1) 研究奨励費は税法上「雑所得」として扱われるため所得税、住民税の課税対象となりますので、毎年度支援学生自身による確定申告が必要となります。確定申告の方法については、国税庁のホームページを参照してください。
- (2) 研究奨励費は税法上雑所得として扱われること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。
- (3) 本プロジェクトにおいては、支援学生と本学との間に雇用関係は生じませんので、社会保険等は支援学生自身による手続き・管理が必要となります。具体的な手続きについては、居住する市（区）役所又は町村役場に問い合わせてください。
- (4) 令和4年度財務省予算執行調査において行われた「博士課程学生への経済的支援」に係る調査結果において、「できるだけ多くの博士課程学生に支援が行き渡るようにすべき」との指摘を踏まえ、大学院博士課程で第一種奨学生の貸与を受けている者が、JSTが実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」(FS)、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」(SPRING) 又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業 (BOOST) 次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」による支援を受ける場合は、「特に優れた業績による奨学生返還免除制度」における返還免除認定の対象外とすることとしています。本予算は国の予算ではありませんが、都民の税金を原資にするものであることに鑑み、令和5年度以降に第一種奨学生として採用された者で本プロジェクトによる支援を受けた者は、併給は可能ですが、「特に優れた業績による奨学生返還免除制度」における返還免除認定の対象外とします。

(独立行政法人日本学生支援機構 HP より抜粋：

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/seidogaiyo/choufukukinshi.html>

18. その他

- (1) 本プロジェクトの予算については、2026年度東京都歳入歳出予算が2026年3月31日までに東京都議会で可決された場合及び東京都公立大学法人の2026年度予算が理事長により決定された場合において、2026年4月1日に確定するものとします。
- (2) 財政状況に鑑み、支援規模は変動する可能性があります。
- (3) 支援学生本人と連絡が取れない場合等に、指導教員に連絡することがあります。

19. 問い合わせ先

お問い合わせは、以下東京都立大学博士人材支援室事務局メールアドレスへ御連絡ください。

堀田 貴嗣

<区分1>

副学長（研究・情報・都連携担当）
総合研究推進機構長/博士人材支援室長
理学研究科・物理学専攻・教授

東京都立大学博士人材支援室事務局
E-Mail : soutsui_entry■jmj.tmu.ac.jp (■を@に変更してください)
TEL : 042-677-1111(内線 : 5665・5676・5670・5685)